



栗原市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和3年度財政援助団体等監査の結果は次のとおりです。

令和4年2月3日

栗原市監査委員 武田 孝一

栗原市監査委員 藤野 修一

栗原市監査委員 鹿野 芳幸

別紙のとおりに

令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

第2 監査の概要

1 監査実施日

令和3年11月30日（火）

2 監査の対象とした団体・所管部局（課）

財政援助団体監査

団体名	補助金名	所管部局(課)
栗原南部商工会	栗原市商工会補助金	商工観光部 産業戦略課

3 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

事前又は当日に提出（提示）を求めた所管課及び団体の関係書類等をもとに、交付された補助金等が当該団体において正しく受け入れられ、その目的及び条件に従って執行されているか等に主眼を置いて試査・照合し、その事務処理の適法性等を検証しました。

なお、監査にあたっては、所管課の担当職員及び団体の責任者等から説明を聴取し、実施しました。

第3 監査の結果

令和元年度及び令和2年度における当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

なお、監査の過程で見受けられた事務処理上の留意事項は、別途通知しています。

1 監査時において所管課に提出（提示）を求めた関係書類等

- (1) 補助金等交付申請書類の写し
- (2) 補助金等交付決定通知書の写し
- (3) 補助金等実績報告書類の写し
- (4) 補助金額を決定した関係書類等

2 監査時において団体に提出（提示）を求めた関係書類等

- (1) 沿革
- (2) 組織図
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書
- (5) 事業報告書
- (6) 決算書類（3ヵ年分）
- (7) 定款、諸規程、会計細則
- (8) 事務分担表
- (9) 役員関係書類（名簿等）
- (10) 交際費の関係書類
- (11) 補助金等に係る出納関係の帳票等
- (12) 補助金等の交付申請書及び実績報告書作成根拠資料
- (13) 監事監査の実施関係書類

栗原南部商工会

団体の概要

1 設立及び目的

昭和35年通常国会において、地域商工業の総合的な改善発展を図ることを目的として「商工会法」が制定され、法律に基づく商工会が設立された。

栗原南部商工会設立以前は、旧築館町商工会、旧高清水町商工会、旧瀬峰町商工会、旧志波姫町商工会が広域連携事業を進め、地域を超えた効率的な事業運営を行ってきたが、更なるスケールメリットを生かすために平成17年2月1日に合併し、商工会の目的である経営支援面における小規模事業者の高度化・多様化・専門化がすすむニーズに対応した支援体制の充実・強化と、事業面では、商工会事業の効率的かつ効果的な実施を掲げ事業展開を行っている。

2 事務所の所在地

宮城県栗原市築館字光屋敷25-2（本所）

宮城県栗原市高清水上桂葉25-1（高清水支所）

宮城県栗原市瀬峰下田32（瀬峰支所）

宮城県栗原市志波姫沼崎南沖452（志波姫支所）

3 組織（令和3年4月1日現在）

会 員 705人

役 員 34人（会長、副会長2人、理事29人、監事2人）

職 員 13人

4 事業概要（定款に定められた事業）

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 宮城県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (11) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (12) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (13) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (15) 前払式証票の発行業務を行うこと。
- (16) 外国人研修生の受入に関する事業を行うこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

5 補助金の状況
栗原南部商工会

(単位：円)

補 助 金 名	令和元年度	令和2年度
栗原市商工会補助金	19,076,000	14,953,000

令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

第2 監査の概要

1 監査実施日

令和3年12月1日（水）

2 監査の対象とした団体・所管部局（課）

財政援助団体監査

団体名	補助金名	所管部局(課)
若柳金成商工会	栗原市商工会補助金	商工観光部 産業戦略課

3 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

事前又は当日に提出（提示）を求めた所管課及び団体の関係書類等をもとに、交付された補助金等が当該団体において正しく受け入れられ、その目的及び条件に従って執行されているか等に主眼を置いて試査・照合し、その事務処理の適法性等を検証しました。

なお、監査にあたっては、所管課の担当職員及び団体の責任者等から説明を聴取し、実施しました。

第3 監査の結果

令和元年度及び令和2年度における当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

なお、監査の過程で見受けられた事務処理上の留意事項は、別途通知しています。

1 監査時において所管課に提出（提示）を求めた関係書類等

- (1) 補助金等交付申請書類の写し
- (2) 補助金等交付決定通知書の写し
- (3) 補助金等実績報告書類の写し
- (4) 補助金額を決定した関係書類等

2 監査時において団体に提出（提示）を求めた関係書類等

- (1) 沿革
- (2) 組織図
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書
- (5) 事業報告書
- (6) 決算書類（3ヵ年分）
- (7) 定款、諸規程、会計細則
- (8) 事務分担表
- (9) 役員関係書類（名簿等）
- (10) 交際費の関係書類
- (11) 補助金等に係る出納関係の帳票等
- (12) 補助金等の交付申請書及び実績報告書作成根拠資料
- (13) 監事監査の実施関係書類

若柳金成商工会

団体の概要

1 設立及び目的

商工会とは、地区内の商工業者を会員として設立された、地域唯一の経済団体であり、会員相互の利益と地域経済の向上を目的に設立された。

昭和35年「商工会法」の施行と共に同年11月に若柳町商工会、金成町商工会が設立され、国・県の施策に合わせ、経営改善普及事業により専門指導員による相談指導、講習会や講演会等を開催し、商工業者の経営改善に努めるとともに、地域振興事業として、観光振興策や地域のお祭りなどイベント活動を行い、商工業者の振興策のみならず地域活性化や地域貢献事業を実施してきた。

平成13年9月改正商工会法の施行により、商工会の指導環境の整備を図ることを目的に、商工会の合併が推進され、平成16年10月に、若柳町商工会と金成町商工会が合併し、若柳金成商工会が設立された。

2 事務所の所在地

宮城県栗原市若柳字川南南大通1-1（本所）

宮城県栗原市金成沢辺町沖205（支所）

3 組織（令和3年4月1日現在）

会 員 510人

役 員 26人（会長、副会長2人、理事21人、監事2人）

職 員 8人

4 事業概要（定款に定められた事業）

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 宮城県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (11) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (12) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (13) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (15) 前払式証票の発行業務を行うこと。
- (16) 外国人研修生の受入に関する事業を行うこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

5 補助金の状況
若柳金成商工会

(単位：円)

補 助 金 名	令和元年度	令和2年度
栗原市商工会補助金	11, 257, 500	9, 483, 000

令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

第2 監査の概要

1 監査実施日

令和3年11月29日（月）

2 監査の対象とした団体・所管部局（課）

財政援助団体監査

団体名	補助金名	所管部局(課)
栗駒鶯沢商工会	栗原市商工会補助金	商工観光部 産業戦略課

3 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

事前又は当日に提出（提示）を求めた所管課及び団体の関係書類等をもとに、交付された補助金等が当該団体において正しく受け入れられ、その目的及び条件に従って執行されているか等に主眼を置いて試査・照合し、その事務処理の適法性等を検証しました。

なお、監査にあたっては、所管課の担当職員及び団体の責任者等から説明を聴取し、実施しました。

第3 監査の結果

令和元年度及び令和2年度における当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

なお、監査の過程で見受けられた事務処理上の留意事項は、別途通知しています。

1 監査時において所管課に提出（提示）を求めた関係書類等

- (1) 補助金等交付申請書類の写し
- (2) 補助金等交付決定通知書の写し
- (3) 補助金等実績報告書類の写し
- (4) 補助金額を決定した関係書類等

2 監査時において団体に提出（提示）を求めた関係書類等

- (1) 沿革
- (2) 組織図
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書
- (5) 事業報告書
- (6) 決算書類（3ヵ年分）
- (7) 定款、諸規程、会計細則
- (8) 事務分担表
- (9) 役員関係書類（名簿等）
- (10) 交際費の関係書類
- (11) 補助金等に係る出納関係の帳票等
- (12) 補助金等の交付申請書及び実績報告書作成根拠資料
- (13) 監事監査の実施関係書類

栗 駒 鶯 沢 商 工 会

団体の概要

1 設立及び目的

商工会とは、「商工会法」によって設立される法人組織の非営利団体であり、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業発展や地域発展のために総合的な活動を行う団体であり、国や都道府県の中小企業・小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関として、中小企業・小規模事業者の支援をするための事業を行っている。

昭和35年10月に栗駒町商工会、同年11月に鶯沢町商工会が設立され、以後44年間各町において地域発展のための事業を実施してきた。平成16年11月に両商工会が合併し栗駒鶯沢商工会が設立された。

2 事務所の所在地

宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎下小路11-1

3 組織（令和3年4月1日現在）

会 員 357人

役 員 26人（会長、副会長2人、理事21人、監事2人）

職 員 7人

4 事業概要（定款に定められた事業）

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (8) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (9) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (10) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (11) 宮城県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (12) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (13) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (15) 外国人研修生の受入に関する事業を行うこと。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

5 補助金の状況
栗駒鶯沢商工会

(単位：円)

補 助 金 名	令和元年度	令和2年度
栗原市商工会補助金	9,003,000	6,833,000

令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

第2 監査の概要

1 監査実施日

令和3年12月2日（木）

2 監査の対象とした団体・所管部局（課）

財政援助団体監査

団体名	補助金名	所管部局(課)
一迫花山商工会	栗原市商工会補助金	商工観光部 産業戦略課

3 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

事前又は当日に提出（提示）を求めた所管課及び団体の関係書類等をもとに、交付された補助金等が当該団体において正しく受け入れられ、その目的及び条件に従って執行されているか等に主眼を置いて試査・照合し、その事務処理の適法性等を検証しました。

なお、監査にあたっては、所管課の担当職員及び団体の責任者等から説明を聴取し、実施しました。

第3 監査の結果

令和元年度及び令和2年度における当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

なお、監査の過程で見受けられた事務処理上の留意事項は、別途通知しています。

1 監査時において所管課に提出（提示）を求めた関係書類等

- (1) 補助金等交付申請書類の写し
- (2) 補助金等交付決定通知書の写し
- (3) 補助金等実績報告書類の写し
- (4) 補助金額を決定した関係書類等

2 監査時において団体に提出（提示）を求めた関係書類等

- (1) 沿革
- (2) 組織図
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書
- (5) 事業報告書
- (6) 決算書類（3ヵ年分）
- (7) 定款、諸規程、会計細則
- (8) 事務分担表
- (9) 役員関係書類（名簿等）
- (10) 交際費の関係書類
- (11) 補助金等に係る出納関係の帳票等
- (12) 補助金等の交付申請書及び実績報告書作成根拠資料
- (13) 監事監査の実施関係書類

一 迫 花 山 商 工 会

団体の概要

1 設立及び目的

昭和35年5月に「商工会法」が施行され、地区内における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、昭和35年11月8日に一迫町商工会が設立された。

平成17年2月1日に「変革と再生」「地域になくってはならない商工会を目指して」を基本理念に、会員サービスの向上を図ることを目的として、同じ経済圏・生活圏内にある栗原郡内の一迫町商工会と花山村商工会が合併し、一迫花山商工会が誕生した。

商工会とは、主として市町村における、法律に基づき設置された「特別認可法人」で、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的に設立された。

2 事務所の所在地

宮城県栗原市一迫真坂字高橋10番地（本所）

宮城県栗原市花山字本沢久保47番地の5（支所）

3 組織（令和3年4月1日現在）

会 員 250人

役 員 17人（会長、副会長2人、理事12人、監事2人）

職 員 6人

4 事業概要（定款に定められた事業）

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 宮城県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (11) 行政庁等の諮問に応じ、答申すること。
- (12) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (13) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

5 補助金の状況
一迫花山商工会

(単位：円)

補 助 金 名	令和元年度	令和2年度
栗原市商工会補助金	7,315,000	7,665,000